

独立行政法人国立健康・栄養研究所平成21年度計画

平成21年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立健康・栄養研究所年度計画を次のとおり定める。

平成21年3月31日

独立行政法人国立健康・栄養研究所

理事長 渡 邊 昌

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置

1. 研究に関する事項を達成するための措置

（1）重点調査研究に関する事項を達成するための措置

ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究

a 運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示

①エクササイズガイドに示された運動・身体活動量の妥当性を検討するため
の大規模前向きコホート研究において、1,000名を目標に被験者割付・介
入を行う。

②介護予防と動脈硬化予防を両立させる筋力トレーニングの方法及び効果に
ついて検討する。

③平成23年度に予定されている「健康づくりのための運動基準」及び「健
康づくりのための運動指針（エクササイズガイド）」改定のための科学的エビ
デンスの収集等を行う。

④小児を対象に、二重標識水法を用いて身体活動レベルを測定し、その標準
値、及び個人間変動の要因を明らかにする。

⑤異なる職業や運動習慣を持つ成人における身体活動レベル推定のための調
査票を作成するとともに、その妥当性を評価する。

⑥人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コ
ホート研究を実施する。食事・身体活動・心理的要因及び健診・保健指導の
受診状況を調査し、これらの生活習慣病発症への寄与について評価する。

b 生活習慣病予防のための科学的根拠の提示

①高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズ
ムを解明するために、新たな遺伝子操作動物あるいは既に樹立した遺伝子操
作動物由来膵β細胞株を用いて当該遺伝子の発現調節メカニズムや膵β細胞
の増殖メカニズムを検討する。また、脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物に
血管内皮機能改善薬を投与し、インスリン抵抗性の改善について検討する。

②運動の肥満・糖尿病予防機序、栄養素による脂肪肝・肥満発症機序とその予防法、エネルギー及びタンパク質摂取制限によって生じる生体適応及び適応破綻の機序を明らかにする。

c 生活習慣病と環境因子との関係解明

①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で2型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域を解析し、新たな2型糖尿病感受性遺伝子を同定する。

②平成20年度に樹立した遺伝子欠損マウスの解析をさらにを行い、当該遺伝子のインスリン分泌機構における分子メカニズムについて明らかにする。

③これまでに明らかにした2型糖尿病感受性遺伝子のうち、その機能が未知のものについて、遺伝子操作マウスの作製及び解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子の機能について明らかにする。

イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究

a 栄養疫学的調査研究の実施

①「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定及び普及・啓発に積極的に参画する。「2005年版」策定時からの関係基礎資料を分類整理し、データベースを構築する。今後の策定や普及・啓発事業において、当該データベースが十分活用されるよう、厚生労働省及び策定検討会に必要十分な資料や技術の提供を行う。

②食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るための、ヒトを対象とした栄養疫学研究を実施する。

③食事に関連する栄養成分の生体指標（バイオマーカー）を確立し、健康影響について、以下の研究を行う。

- ・閉経後女性を対象に、ビタミンK2の長期摂取が骨代謝及び脂質代謝に及ぼす影響を評価する。

- ・大豆イソフラボン代謝産物の栄養生理学的意義に関する研究を継続する。

- ・生活習慣病予防におけるビタミンA結合タンパク質（RBP4）の役割を明らかにする。

④地域在住高齢者及び介護施設入所者の栄養摂取状況やビタミン・ミネラル栄養状態を調査する。

b 国民健康・栄養調査の実施強化とデータ利活用のあり方に関する検討

- ・国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに地方自治体が独自に実施する健康・栄養調査の実施強化やデータ利活用に関する技術支援のあり方について検討する。

ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究

a 保健機能食品等の素材成分に関する情報収集及び健康影響についての調査研究

①食品の抗酸化力の測定法の妥当性確認を他研究機関とともに引き続き行い、バリデーションを進める。

さらに、食事調査などの結果から抗酸化物質摂取量を把握可能にする目的で、一般食品の抗酸化力及び含有抗酸化成分の包括的測定に基づくデータベース化を行う。

②微生物定量法が主となっているビタミン類の測定に関して、食品形態に対応した機器分析法の導入を検討する。

③ビタミンE誘導体を中心に、健康の維持・増進への有効性等について、モデル動物を用いて詳細に検証するとともに、ヒトへの応用の可能性を探る。

④栄養素及び非栄養素成分、とくに構造脂質、大豆タンパク質、脂溶性ビタミン、ポリフェノール等について、新たな保健機能の開発を視野に入れながら、その有効性及び安全性の評価を行う。

b 「健康食品」に関する公正な情報の提供

①食品成分等に関する科学的根拠のある公正な情報の提供、国が行っている保健機能食品制度の普及と適切な生活習慣の推進、「健康食品」が関連した健康被害の発生・拡大防止を目的に、最新の関連情報を継続的に収集・蓄積し、データベースの充実・更新を図り、「健康食品の安全性・有効性情報」のホームページに反映させる。

②消費者とのリスクコミュニケーションを図るため、NRなど現場の専門職の協力、他の組織や関係機関との連携が可能なシステム構築をさらに進める。

③新たに「特別用途食品・栄養療法に関するデータベース」の構築及び運用を開始する。

(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置

ア 研究能力の向上のための創造的研究の実施

・若手研究者による独創的で、次期中期計画において発展的に展開し得る研究課題のシーズとなるような研究を、所内公募による競争的な環境の下で行う。

その際、外部の専門家を含めた事前・事後の評価を行い、研究の質を確保する。

イ 効果的な栄養教育手法の開発

①生涯を通じた健康づくりを目指して、環境整備を含めた栄養教育実践のための研究を、食育、メタボリックシンドローム予防、高齢者支援の観点から研究を行う。

- ②メタボリックシンドローム予防のための行動科学的なアプローチによる栄養教育法について研究する。人間ドック受診者を対象にした大規模コホートの構築を進め、食習慣・運動習慣と肥満や糖尿病発症との関連を検討する。
- ③効果的な食育展開のための個人及び集団を対象とするアプローチ法及びその評価法を開発するための調査・研究を行う。
- ④高齢者の食介護の観点から、咀嚼・嚥下困難を伴った高齢者に対する食事提供のあり方について研究する。
- ⑤日本栄養士会等関連する職能団体や学会等と効果的な栄養教育・食育のあり方について検討し、栄養教育実践に向けて支援する。

(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置

ア 論文、学会発表等の促進

- ①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文50報以上、口頭発表150回以上を行う。
- ②とくに若手研究者による優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。

イ 知的財産権の活用

- ①知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、年間5件程度の特許出願を行う。
当研究所の特許等に関わる情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。
- ②民間企業等との共同研究を年間10件程度行う。

ウ 講演会等の開催

- ①「日本人の食事摂取基準(2010年版)」が公表されることから、その普及・啓発のための講演会・セミナー等を厚生労働省等と連携して実施する。
- ②一般向けの公開セミナー(第11回)を東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め2回程度行う。
- ③管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、それらのプログラムの企画等への支援を行う。
- ④外部からの電話やメールに対する問い合わせに対して適切な対応に努めるとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上のFAQに反映させ、また効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。

エ 開かれた研究所への対応

- ・オープンハウス(研究所公開)を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。

また、中学・高校生等の「総合的な学習の時間」を活用した所内見学等に積極的に対応し、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を図る。

(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置

ア 研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保

- ①法律に基づく業務及び重点調査研究を確実に実施するために、予算の枠内で特別研究員及び研究補助員の重点配置を行い、効率的な研究実施体制を整える。
- ②プログラム／センターにおける調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を図り、研究活動をより推進するために、事務部内の研究支援機能を充実させ、多様な研究業務に関わる内容等について、柔軟な運用、事務手続きの効率化や事務部門と研究部門との意識・情報の共有などにより、迅速かつ適切な対応を図る。
- ③運営費交付金については、四半期毎に各調査研究の進捗状況、支出など経費状況、及び新たに生じた重要課題等を勘案しつつ配分の調整を行い、メリハリのある予算配分及び執行を行う。

イ 産学連携の推進

- ①民間企業、大学、他の研究機関等との間で、研究者の相互交流、研究技術の交換、施設・設備の共同利用を推進する。
- ②当研究所の研究員を大学、研究機関等へ積極的に派遣し、研究ネットワークの拡大を図る。

ウ 将来の研究人材の育成

- ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間30名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。
- ②連携大学院について、兼任教員の派遣を行うとともに、互いの強みを活かした研究協力を行う。
- ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。

エ 施設・設備の有効活用

- ①測定室、RI室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各プログラムで共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。
- ②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。

2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置

(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置

ア 健康・栄養調査の効率的実施

- ①国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果公表までの迅速化を図るとともに、調査対象者への結果の返却を速やかに行うよう努める。
- ②技術講習、情報提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、データ収集に携わる行政の担当者等に対する積極的な技術支援を行う。
- ③健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト「食事しらべ®」の確定版を作成し、希望する自治体へ配布する。

イ 収去食品等の分析

- ①厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を適正かつ効率的に実施する。
- ②厚生労働省の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務及びそのヒアリングに適切に対応する。
- ③特定保健用食品関与成分の分析法、標準品の妥当性等について検討する。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。
- ④検査精度向上のため、標準作業書の策定及び外部精度管理に参加する。

(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置

ア 社会的・行政ニーズの把握

- ①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度実施する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。
- ②消費者庁設置の動向を注視しつつ、行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室、食品安全部、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を行う。
- ③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を派遣する。

イ ホームページを活用した国民ニーズの把握

- ・外部から国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、コミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」等のインターネットサイトの一層の充実を図る。

(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置

ア アジア地域における学術的ネットワークの構築

- ①アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間2名（韓国1名、中国1名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業により、これまで受け入れた研修生との共同研究や継続的支援を推進する。
- ②WHO、CODEX等との協力関係を強化し、関連する会議に研究員を派遣する。
- ③アジア諸国、とくにベトナムにおける栄養士養成のあり方について調査・検討に着手する。
- ④WHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア西太平洋諸国への協力活動の充実を図る。
- ⑤当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン等について、英語版ホームページ上での情報発信に努め、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。

イ 産学連携による研究成果等の社会還元

- ・健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元できるよう努める。

(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置

- ①NRは、平成20年度までに3,480名を輩出している。NRのスキルアップを図るとともに、社会的なニーズに対応した内容やトピックスを含む、最新の情報提供等を行うため、全国6カ所において研修会を実施する。
- ②NR認定試験等は、外部有識者の協力の下、適正かつ公正に実施する。また、管理栄養士養成施設等からのNR養成講座指定の要望に対して、適切な対応・認定を行う。
- ③引き続き健康食品管理士認定協会との協力を深め、認定・更新に必要な単位の取得機会を増やすとともに、NRの認知度の向上、職域の拡大を含め、NR支援の強化を図る。

3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置

(1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進

- ・情報センターにおいて、所内各プログラムにおける研究成果及び研究所内外の関連情報を集約・精査し、国民が適切な運動・食生活を実践するために必要な情報提供を引き続き積極的に行う。

(2) ホームページによる活動状況の配信

- ・当研究所の活動内容・成果等をホームページやメールニュースを介して引き続き積極的に配信する。またホームページの掲載内容を整理しつつ、最新情報の追加・更新に努める。

(3) 研究・業務実績の情報提供

- ・当研究所の活動及び研究業績を年1回研究報告として刊行する。また、研究所のプロジェクト紹介や研究成果を『健康・栄養ニュース』を介して年4回(季刊)刊行し、ホームページ上で公開するとともに、電子媒体による配信を行う。

(4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示

- ・ホームページ等を活用して、当研究所の研究成果や関連情報、研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示を積極的に行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置

1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置

(1) 効率的な組織運営のための執行体制の強化

- ①意志決定の迅速化を図るため、権限と責任を明確にした組織運営を行う。
- ②人員や研究資源の配置を適正に行うことを含めて、当研究所の重要な経営判断に関する審議は、役員及び研究企画評価主幹、各プログラムリーダー、事務部長等から構成される運営会議で行う。
- ③研究成果が最大限挙げられるよう、各プログラムで行われている業務の特性を理解し、効率的、効果的な研究支援体制を構築する。
- ④経営管理に関する理念と運営について研究員の理解を促すとともに、各種委員会や所内LANを一層活用し、管理部門と研究部門との情報の共有化を促進する。また、研究及び技術的事項について、プログラム相互の連携を強化するため、定期的にプログラムリーダー会議を開催する。
- ⑤プログラムリーダー／センター長は、研究所の方向性、学術動向、社会的ニーズを理解した上で、プログラム／センターで実施されている業務について、何を目標にいかに関研究を進めるべきか、プロジェクトリーダー及びスタッフに共通認識を持たせるよう努める。
- ⑥管理部門及び各プログラムの実務者レベルの打ち合わせを毎月実施し、コミュニケーションを図る。また、各種会議の運営について、開催時間の設定、アジェンダの明確化等について改善を図るとともに、議事録を迅速に作成し、関係者へのフィードバック及び情報共有に努める。
- ⑦所内の現場から抽出された課題について横断的かつ具体的に改善・解決を協議する業務改善委員会(仮称)を設置するとともに、課題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための仕組みとして相談窓口を設置し、円滑な業務の推進を図る。

（２）研究の企画及び評価機能の強化

①各研究者がプログラム／センターの枠を超えて、研究内容や成果について相互に理解し、連携を図るとともに、国内外の最新の研究成果等を知る機会が得られるよう、所内及び外部の研究者を講師として「研究所セミナー」を毎月１回程度定期的を開催する。

②プログラムリーダー／センター長会議を定期的を開催するなどにより、研究部門間相互の意志疎通を図るとともに連携体制を強化し、戦略的な研究の企画立案及び効率的・効果的实施に努める。

（３）円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価

①各プロジェクトにおける研究及び業務については、それらを総括するプログラムリーダーが進捗状況を把握し、プログラムリーダー会議や運営会議において、報告を行う。

②研究所セミナー等において、各プロジェクトにおける研究の進捗、成果を報告するとともに、評価を行う。さらにプログラムリーダーからの報告会（年２回）及びプロジェクトリーダーからの報告会（年１回）を所内公開で行う。

③所内LANを活用し、業務の進捗状況管理を行うとともに、各プログラム／センター間、事務部門との情報の共有を促進する。

（４）情報公開による透明性の確保

・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。

（５）積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用

①当研究所の経営基盤の安定化を図るため、競争的研究資金や受託研究など外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。

②経費の節減や当研究所の所有する設備等の有効活用を進める。

２．研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置

（１）効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化

①第二期中期計画を遂行するために抜本的に組織再編を行った６プログラム及び２センターについて、引き続き各部門における常勤職員の人件費を含めたコスト管理及び研究業務について経営的な視点を併せ持ちながら運営を行うとともに、より効率的な事業実施のために、組織のあり方の検討及び必要に応じて見直しを行う。

②とくに、平成２２年度中に予定されている医薬基盤研究所との統合を見据え、国際産学連携センター、情報センターについて、効率化の観点から、組織の在り方について具体的な検討を行う。

③新たに構築する「特別用途食品・栄養療法データベース」などを効率的に運用するための体制整備を行う。

(2) 他機関との連携・交流による組織の活性化

・国内外の民間企業、大学、他研究機関との研究協力を推進し、研究者の受け入れ及び研究所研究員の派遣を行うことにより、人材養成及び資質の向上、組織の活性化を図る。

3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置

(1) 重点調査研究・業務等を推進するための適正な人員配置

①重点的に行う調査研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、重点プロジェクトとして位置づけ、研究員、研究補助員等を適切に配置するとともに、外部の客員研究員、協力研究員等を活用することにより、効果的・効率的な研究・業務の推進を図る。

②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。

(2) 研究員の業務の適正な評価

①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的に行い、成果の社会還元を促進する。

②各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。

(3) 有能な研究員の登用

①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。

②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。

③女性研究員の採用を積極的にに行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。

(4) 事務職員の適正な評価

・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対しての自己評価を行う人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。

4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置

(1) 事務業務の効率化

・独立行政法人の整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に示された方向性を踏まえて、管理部門（主に事務部）の組織及び業務の効率化並びに合理化について検討する。その検討結果に基づき、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに必要に応じて業務を見直し、可能かつ適切な業務については外部委託を進める。

(2) 事務職員の資質向上

・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を充実する。

(3) 業務システムの効率化

・業務の効率化を図るため、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化・効率化を図る。

5. 評価の充実に係る事項を達成するための措置

(1) 内部評価の実施

・各プログラム／センターの報告会を年2回、全プロジェクトの報告会を年1回行い、それらを踏まえて中間及び年度の内部評価を実施する。中間評価結果に基づき、年度途中において研究業務を必要に応じて見直し、効果的な実施につなげる。

(2) 外部評価の実施

・外部有識者による評価委員会については、平成21年度における当研究所の主要な研究業務の進捗状況、成果の社会への還元、将来の発展性という観点から、また研究所の組織運営に関しては、とくにより良い研究環境の構築という視点から、評価（事後評価）を受ける。

また、平成22年度計画についても外部評価委員による事前評価を受ける。

(3) 評価結果の公表

①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公開するとともに、非常勤職員を含めた職員全員に対して結果を伝え、当研究所が求められている方向性や課題等について共通理解を促し、研究及び業務内容の改善などにつなげる。

②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を予算・人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化を図る。

(4) 研究業績等の自己点検及び評価

- ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を十分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内LANによる「業績等登録システム」を活用する。
- ②各研究員の評価は、主にプログラム内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各プログラムリーダー／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。

6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置

- ・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、光熱水料等の削減に努め、平成17年度に比べ8%以上（対20年度比2%）の削減を図る。
- ・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人員配置に努め、平成17年度に比べ4%以上の削減を図ることを基本とする。
- ・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、業務の効率化、コストの削減に努め、平成17年度に比べ4%以上の削減を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

- ①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案し、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核となる課題であるかを重視する。
- ②健康・栄養に関する調査・研究及び国、民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。

(2) 知的財産の活用等による自己収入の確保

- ・自己収入の確保という点だけでなく、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえ、施設開放について検討を行う。

2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置

(1) 効率的な資金の運用・管理

- ・各プログラム／センターにおいて、常勤職員の人件費を含めた業務費のコスト管理を四半期毎に行う。その結果については、運営会議、役員会等で分析を行い、効率的な運用を図るとともに、研究職員のコスト意識の高揚を図る。

(2) 研究業務の集約化

- ・各プログラムにまたがる研究の実施や施設整備、スペース等の共有利用により人的資源にかかるコスト削減を推進する。データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながる定型的な業務については、引き続きアウトソーシング化を推進するとともに、調達案件に係る契約については、一般競争入札を原則としコスト削減を図る。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

別紙2のとおり

2. 収支計画

別紙3のとおり

3. 資金計画

別紙4のとおり

第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置

(1) セキュリティの確保

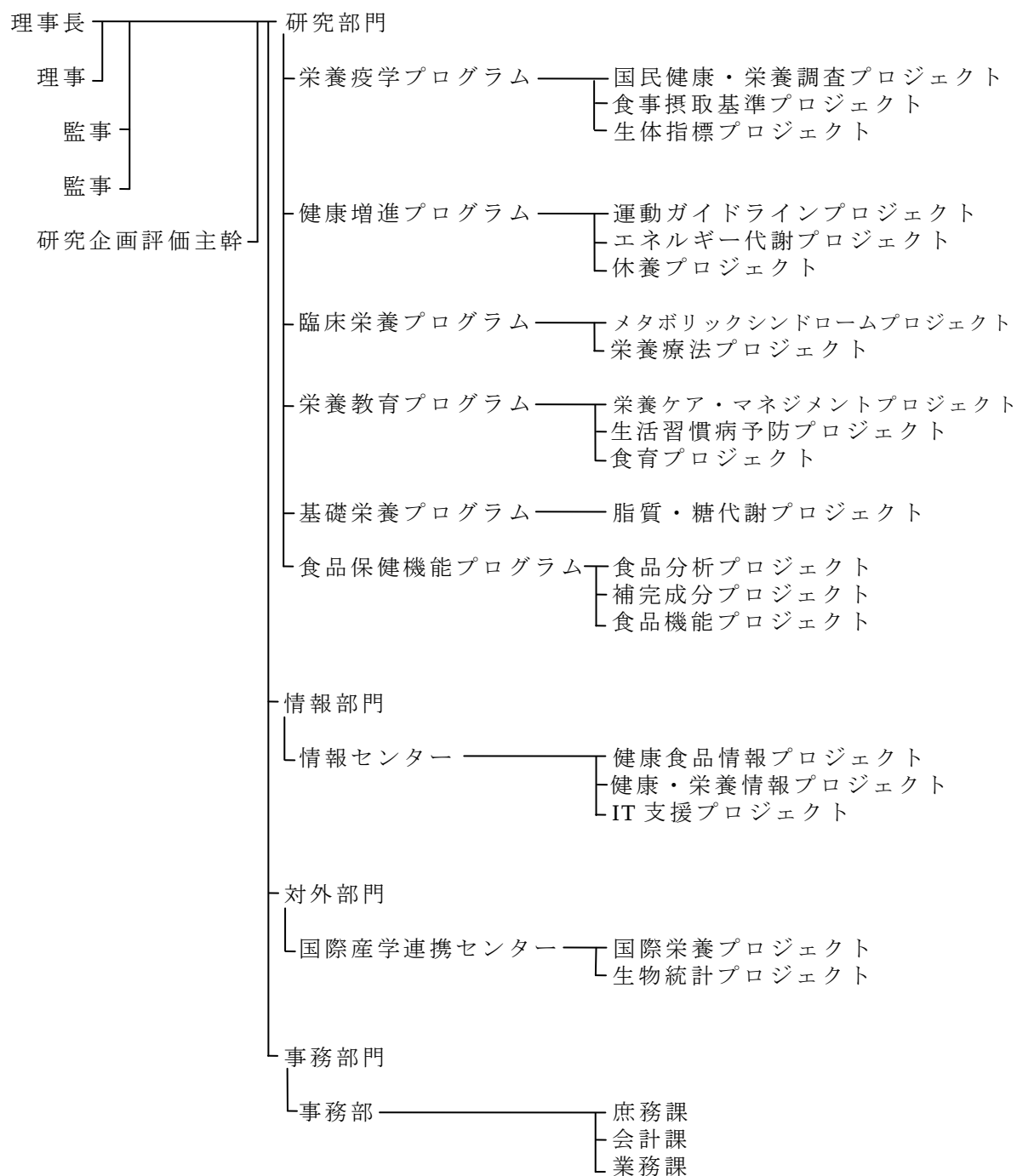
- ・情報セキュリティの確保に努め、「セキュリティ対策実施手順書」の見直しなど、現状に即したより適切な対応に努める。

第6 平成21年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表

別紙5のとおり

別紙 1

研究所組織



別紙 2

平成 2 1 年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	789
手数料収入	6
受託収入	45
栄養情報担当者事業収入	36
雑収入	5
計	881
支出	
人件費	551
うち 基本給等	515
退職手当	36
一般管理費（光熱水料、図書館関係経費等）	87
業務経費	156
国民健康・栄養調査に関連する サーベイランスプログラム	12
食品収去試験等業務	6
栄養疫学プログラム	17
健康増進プログラム	17
臨床栄養プログラム	8
基礎栄養プログラム	12
食品保健機能プログラム	10
創造的研究	19
国際栄養協力事業	9
健康食品安全情報ネットワーク事業	25
健康栄養情報事業	21
受託経費	87
特別用途食品表示許可試験費	6
受託経費	45
栄養情報担当者事業経費	36
計	881

別紙 3

平成 2 1 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	881
人件費	551
うち 基本給等	515
退職手当	36
一般管理費（光熱水料、図書館関係経費等）	87
業務経費	156
国民健康・栄養調査に関連する サーベイランスプログラム	12
食品収去試験等業務	6
栄養疫学プログラム	17
健康増進プログラム	17
臨床栄養プログラム	8
基礎栄養プログラム	12
食品保健機能プログラム	10
創造的研究	19
国際栄養協力事業	9
健康食品安全情報ネットワーク事業	25
健康栄養情報事業	21
受託経費	87
特別用途食品表示許可試験費	6
受託経費	45
栄養情報担当者事業経費	36
減価償却費	0
収益の部	881
運営費交付金収益	789
手数料収入	6
受託収入	45
栄養情報担当者事業経費	36
雑収入	5
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	0
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

〔注記〕当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当規程に基づき支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。

別紙 4

平成 2 1 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	881
業務活動による支出	881
投資活動による支出	0
資金収入	881
業務活動による収入	881
運営費交付金による収入	789
手数料収入	6
受託収入	45
栄養情報担当者事業経費	36
雑収入	5
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

別紙 5

平成 21 年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表

平成 21 年 4 月	
5 月	
6 月 7 日（日） 13 日（土）～14 日（日） —	○ 第 6 回独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養情報担当者認定実施試験 ○ 第 4 回食育推進全国会議（島根県） ○ 「平成 20 年度業務実績報告」を厚生労働省独立行政法人評価委員会に、「平成 20 年度財務諸表等」を厚生労働大臣にそれぞれ提出。 ○ 「健康・栄養ニュース」（第 28 号）の発行
7 月 —	○ 第 6 回独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養情報担当者認定試験合格者発表
8 月	
9 月 —	○ 「健康・栄養ニュース」（第 29 号）の発行 ○ 研究所一般公開（オープンハウス）
10 月	
11 月 —	○ 第 7 回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験
12 月 — —	○ 「健康・栄養ニュース」（第 30 号）の発行 ○ 第 7 回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験受験資格確認試験合格発表
平成 22 年 1 月	
2 月 — —	○ 第 11 回研究所主催一般公開セミナー・研究所公開業務報告会（東京） ○ 独立行政法人国立健康・栄養研究所指定栄養情報担当者養成講座の指定 ○ 第 7 回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者認定試験実施要綱の公表
3 月 — — —	○ 外部評価委員会 ○ 平成 22 年度計画を厚生労働大臣へ提出 ○ 「健康・栄養ニュース」（第 31 号）の発行

- ◎ 運営会議は 8 月を除く毎月第 2 木曜日に開催する。
◎ 健栄研セミナーは原則、毎月第 3 木曜日に開催する。
◎ 専門家向け公開セミナーを東京及び地方にて開催する。
※ 実施日については、諸般の都合により変動があり得る。